



茨城県報

第 1 2 0 6 号

平成12年10月26日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

平成12年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則 (地方課) 1

平成12年度市町村に係る地方特例交付金の算定に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則 (地方課) 6

告 示

救急告示病院の名称の変更 (医療整備課) 7

医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 7

指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 8

指定居宅サービス事業者の事業の廃止 (高齢福祉課) 8

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 8

指定居宅介護支援事業者の事業の変更 (高齢福祉課) 9

換地計画の決定 (農地整備課) 9

道路の供用の開始 (道路維持課) 9

土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所) 10

土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) 10

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課) 10

基本測量の実施 (用地課) 11

開発行為の工事完了 (8件) (建築指導課) 11

道路の位置の指定 (3件) (建築指導課) 13

正 誤

平成12年10月19日付け茨城県報号外第121号中 14

規 則

茨城県規則第191号

平成12年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則を次のように定める。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

平成12年度市町村に係る普通交付税の基準財政収入額の算定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号。以下「省令」という。）の規定に基づき、市町村に対して交付すべき地方交付税のうち平成12年度分の普通交付税の算定に用いる基準財政収入額の算定の基礎となる基準税額等の算定方法を定めるものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第2条 市町村民税の所得割に係る基準税額のうち省令附則第14条の6第1項第2号に規定する額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$\{(114,849円 \times) \times A - B + C + D - E\} \times 0.731 \times 0.998660985$$

(114,849円 ×) に円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。

算式の符号

A 平成11年度市町村税課税状況等の調（平成11年5月7日付け自治市第28号自治省税務局長通知に基づいて調製されたものをいう。以下「課税状況調」という。）第12表合計の表側「市町村民税」の「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の当該市町村ごとの数にそれぞれ次の率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の当該市町村ごとの合計数に別表A欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

課税標準額の段階		率
5万円以下の金額		10.569
5万円を超え	10万円以下の金額	1.918
10万円を超え	20万円以下の金額	1.518
20万円を超え	40万円以下の金額	1.111
40万円を超え	60万円以下の金額	1.020
60万円を超え	80万円以下の金額	1.009
80万円を超え	120万円以下の金額	1.008
120万円を超え	160万円以下の金額	1.008
160万円を超え	200万円以下の金額	1.008
200万円を超え	300万円以下の金額	1.003
300万円を超える金額		1.000

B 課税状況調第12表合計の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る当該市町村ごとの額の合算額に1.060を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）

C 課税状況調第20表（退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調）の表側「平成10年度」のうち「計」、表頭「税額」欄に係る当該市町村ごとの額に1.064を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る平成12年度当初調定に係る税額として知事が調査した額

E 地方特例交付金に関する省令（平成11年自治省令第15号）第7条の規定により算定した同条算式の符号Bの額及びCの額の合計額に0.994を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）

課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表B欄に定める当該市町村ごとの単額補正率

(市町村たばこ税の基準税額の算定方法)

第3条 市町村たばこ税の基準税額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 1.9871 \times 0.999720711$$

A又は(A×B)に500未満の端数があるときは各々その端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 平成11年3月1日から平成12年2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数(喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。)

B 次の算式によって算定した市町村ごとの伸び率(算定の過程及び当該伸び率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right] \times 1.0053$$

a 前記Aに同じ。

b 平成9年3月1日から平成10年2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

c aの県総数

d bの県総数

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第4条 自動車取得税交付金の基準額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 1.000350325$$

算式の符号

A 平成11年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B 次の算式によって算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸び率(算定の過程及び当該伸び率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right] \times 0.975$$

a 前記Aに同じ。

b 平成9年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

c aの県総額

d bの県総額

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

市 町 村 名	A	B
1 水 戸 市	1.000	1.181
2 日 立 市	0.987	1.023
3 土 浦 市	1.000	1.177
4 古 河 市	0.994	1.012
5 石 岡 市	1.001	0.946
6 下 館 市	0.993	0.943
7 結 城 市	1.005	0.853
8 龍 ケ 崎 市	1.017	1.218
9 下 妻 市	1.000	0.828
10 水 海 道 市	0.998	0.801
11 常 陸 太 田 市	1.001	0.965
12 高 萩 市	0.990	0.868
13 北 茨 城 市	0.992	0.765
14 笠 間 市	0.991	0.774
15 取 手 市	1.004	1.271
16 岩 井 市	1.003	0.840
17 牛 久 市	1.033	1.343
18 つ く ば 市	1.010	1.302
19 ひ た ち な か 市	1.005	1.033
20 鹿 嶋 市	1.013	0.935
21 茨 城 町	1.005	0.742
22 小 川 町	0.999	0.786
23 美 野 里 町	1.008	0.805
24 内 原 町	1.002	0.849
25 常 北 町	1.018	0.748
26 桂 村	0.993	0.680
27 御 前 山 村	0.989	0.649
28 大 洗 町	0.985	0.845
29 友 部 町	1.012	0.935
30 岩 間 町	1.004	0.787
31 七 会 村	0.988	0.638
32 岩 瀬 町	0.984	0.813
33 東 海 村	1.003	1.159
34 那 珂 町	1.003	0.941
35 瓜 連 町	0.989	1.007
36 大 宮 町	1.004	0.811
37 山 方 町	0.994	0.749

38	美 和 村	0.970	0.590
39	緒 川 村	0.989	0.571
40	金 砂 郷 町	1.009	0.760
41	水 府 村	0.985	0.679
42	里 美 村	0.983	0.708
43	大 子 町	0.985	0.632
44	十 王 町	1.008	0.873
45	旭 村	1.052	0.617
46	銚 田 町	1.006	0.730
47	大 洋 村	0.992	0.612
48	神 栖 町	1.010	0.961
49	波 崎 町	1.002	0.923
50	麻 生 町	0.987	0.698
51	牛 堀 町	0.982	0.905
52	潮 来 町	0.994	0.831
53	北 浦 町	1.008	0.678
54	玉 造 町	0.995	0.669
55	江 戸 崎 町	0.994	0.806
56	美 浦 村	0.996	1.251
57	阿 見 町	1.003	1.065
58	荳 崎 町	1.013	1.247
59	新 利 根 町	0.980	0.668
60	河 内 町	0.981	0.712
61	桜 川 村	0.976	0.800
62	東 町	0.990	0.680
63	霞 ヶ 浦 町	0.990	0.778
64	玉 里 村	1.004	0.820
65	八 郷 町	0.999	0.688
66	千 代 田 町	1.001	0.916
67	新 治 村	0.994	0.903
68	伊 奈 町	0.991	0.955
69	谷 和 原 村	0.999	1.140
70	関 城 町	0.998	0.706
71	明 野 町	1.008	0.700
72	真 壁 町	0.988	0.730
73	大 和 村	0.981	0.805
74	協 和 町	0.998	0.707
75	八 千 代 町	1.007	0.765
76	千 代 川 村	0.990	0.740

77	石 下 町	1.000	0.742
78	総 和 町	1.004	0.908
79	五 霞 町	0.992	0.858
80	三 和 町	1.007	0.777
81	猿 島 町	1.002	0.831
82	境 町	0.998	0.819
83	守 谷 町	1.019	1.472
84	藤 代 町	1.002	1.265
85	利 根 町	0.991	1.313

茨城県規則第192号

平成12年度市町村に係る地方特例交付金の算定に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を次のように定める。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

平成12年度市町村に係る地方特例交付金の算定に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方特例交付金に関する省令（平成11年自治省令第15号）第9条第2号の規定に基づき、市町村に対して交付すべき平成12年度分の地方特例交付金の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法を定めるものとする。

(算定方法)

第2条 市町村たばこ税増収見込額は、知事が市町村ごとに次の算式により算定して当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.2324 \times 0.999716113$$

(A × B) に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A 平成11年3月1日から平成12年2月末日までの間の当該市町村の区域内における地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。）

B 次の算式によって算定した市町村ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left[\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right] \times 1.0052$$

a 前記Aに同じ。

b 平成9年3月1日から平成10年2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

c aの県総数

d bの県総数

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1157号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院の開設者から、次のとおりその名称を変更した旨の申出があった。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

救急病院の名称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
堀 越 病 院	堀 越 医 院	東茨城郡茨城町長岡3317 - 22

茨城県告示第1158号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医師機関を指定し、同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
鈴木内科	ひたちなか市佐和小堀内534 - 1	平成11年9月16日
大曽根薬局	日立市鮎川町6 - 4 - 23	平成12年9月1日
みやざきホスピタル	稲敷郡新利根町上根本3474	平成12年9月1日
医療法人秀栄会山田病院	水戸市三の丸1 - 3 - 29	平成12年9月11日
今川薬局つくば北条店	つくば市北条5117	平成12年9月12日
アサヒ調剤薬局東店	つくば市東2 - 5 - 13	平成12年9月12日
アサヒ調剤薬局公園前店	つくば市東2 - 31 - 6	平成12年9月12日
ポブラ調剤薬局	つくば市並木3 - 11 - 5	平成12年9月12日
医療法人香風会岩上記念病院	那珂郡瓜連町古徳字峯下538 - 2	平成12年9月14日
植松耳鼻咽喉科クリニック	牛久市刈谷町2 - 176 - 2	平成12年9月19日
誠芳堂薬局	つくば市高野台2 - 3 - 9	平成12年9月22日
阿部内科医院	水戸市千波町2349 - 6	平成12年9月27日
フレンド薬局荒川沖店	土浦市荒川沖西2 - 11 - 11	平成12年9月29日
イソハタ薬局本町店	古河市本町3 - 1 - 31	平成12年9月29日

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人創樹会稲葉医院	結城市大字結城1416	平成12年10月1日
ポピー薬局	龍ヶ崎市若柴町1232 - 2	平成12年10月2日

(辞 退)

大曽根薬局	日立市鮎川町6 - 4 - 23	平成12年8月31日
医療法人精光会宮崎精神病院	稲敷郡新利根町上根本3474	平成12年8月31日
誠芳堂薬局	稲敷郡茎崎町大井1687 - 6	平成12年9月21日
稲葉医院	結城市大字結城1416	平成12年10月1日

茨城県告示第1159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 木犀会	指定訪問介護事業所ゆう	西茨城郡友部町鯉淵6266 - 185	訪問介護	平成12年 10月16日
スミハツサービス 株式会社	スミハツサービス株式会社	真壁郡大和村阿部田323番地	訪問介護	平成12年 10月16日
寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社スズフク	ひたちなか市笹野町2 - 17 - 10	福祉用具貸 与	平成12年 10月16日
有限会社 ヘルスケアー下妻	有限会社ヘルスケアー 下妻介護サービスセンター	下妻市下妻丁434 - 3	福祉用具貸 与	平成12年 10月16日
株式会社イディア・ コーポレーション	ケアセンターきらり	水戸市河和田町1丁目1513番25	通所介護	平成12年 10月16日

茨城県告示第1160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事 業 者 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス 種 類	廃 止 年月日
医療法人 仁寿会	総和中央病院	猿島郡総和町駒羽根825 - 1	通所リハビリ テーション	平成12年 10月31日

茨城県告示第1161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社カシマクオリティーライフ	株式会社 カシマクオリティーライフ	鹿島郡波崎町谷田部12642 - 11	居宅介護支援事業	平成12年 10月16日

茨城県告示第1162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、事業の変更の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
有限会社やさしい手つくば	やさしい手つくば居宅介護支援事業所	牛久市中央3 - 12 - 6	居宅介護支援事業	(事業所の所在地) 牛久市栄町5 - 11	平成12年 9月20日

茨城県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業桑東部地区（第3換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成12年10月27日から

平成12年11月27日まで

3 縦覧の場所

結城市役所

茨城県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 つくば野田線

2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字鬼長字押54番3から
筑波郡谷和原村大字杉下字杉下710番まで

3 供用開始の期日 平成12年10月26日

茨城県告示第1165号

佐倉原土地改良区の解散に伴い、次の者が清算人に就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年10月26日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

就 任

住 所	氏 名	附 記
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4561番地	上 岡 國 次	清算人代表
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4661番地の1	桜 井 寿 寛	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2907番地	赤 井 正 平	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2920番地	池 田 明 夫	
稲敷郡江戸崎町大字佐倉2296番地	坂 本 重 雄	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲678番地1	塚 本 勝 夫	
稲敷郡江戸崎町大字稲波275番地	坂 下 光 雄	

茨城県告示第1166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営畑地帯総合整備事業大穂中部地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成12年10月26日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年12月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成12年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 筑波山環境クラブ
- 3 代表者の氏名
長 尾 豊 喜
- 4 主たる事務所の所在地

茨城県新治郡八郷町大字小幡1836番地

5 定款に記載された目的

この法人は、筑波山を仰ぎ、また、登り、楽しむ人々のため、筑波山の環境問題を社会に訴え、筑波山ならびにその近隣の環境を良くするための活動を行い、以て健全な社会実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年12月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成12年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 波崎未来フォーラム

3 代表者の氏名

遠 藤 貴 之

4 主たる事務所の所在地

茨城県鹿島郡波崎町1251番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域でまちづくり活動及び子供の健全育成を図る活動を行う個人や団体に対する支援を行うとともに、まちづくり及び子供の健全育成に関する調査研究並びに企画立案を行い、地域住民のまちづくち及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 建設省国土地理院

2 作業の種類 基本測量（河川事業に伴う一等水準測量）

3 作業期間 平成12年11月1日から平成13年3月9日まで

4 作業地域 古河市、猿島郡総和町、猿島郡境町

~~~~~  
開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市寺田字遠道3854番 1 の一部

2 事業主の住所及び氏名

取手市寺田1570番地

吉 原 通 紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字堤字塙後435番 3 , 同番10, 同番17, 同番18

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市高場2348番地の 1

株式会社 桂物産

代表取締役 高 橋 桂 次

開発行為の工事完了

都市計画 (昭和43年法律第100号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市大字福原字叶1894番, 2012番, 2013番, 2014番, 2015番, 2016番, 2017番, 2018番, 2019番, 2021番, 2022番, 2023番, 2026番, 2027番, 2029番, 2030番, 字吹上2075番 4 , 2082番 2 , 同番 3 , 字椎木平2083番 1 , 字堀ノ内2093番 1 , 同番 3 , 以上第 2 工区

2 事業主の住所及び氏名

笠間市福原2006番地

宗教法人 出雲大社常陸教会

代表役員 高 橋 正 宣

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市見川町字釜場2537番 7 , 同番46

2 事業主の住所及び氏名

水戸市城南 2 丁目 6 番 7 号

株式会社 ミサワホーム茨城

代表取締役 西 尾 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
筑波郡谷和原村大字小絹字西台241番, 243番 6, 306番 2, 308番 1

2 事業主の住所及び氏名  
筑波郡谷和原村大字杉下74  
中 村 安 造

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡総和町大字小堤新割1881番 3

2 事業主の住所及び氏名  
古河市東一丁目 4 番20号  
株式会社 イワキ  
代表取締役 諏 江 由 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
水海道市豊岡町字寿龜山甲 3 番 5, 同番 6, 同番23, 同番25の一部, 同番30, 同番31

2 事業主の住所及び氏名  
水海道市豊岡町甲 3 番地23  
有限会社 鬼怒川屋食品  
代表取締役 石 塚 昇

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下館市大字市野辺字高堤405番 1, 406番 1

2 事業主の住所及び氏名  
真壁郡明野町大字下川中子406番地の 2  
新 井 茂

道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年10月26日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日        | 申 請 者                          |                      | 道 路 の 位 置                                            | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏 名                            | 住 所                  |                                                      | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 372 号 | 平成12年10月 6 日 | (株)ミツワ産<br>業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789 - 3 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>字小志崎56番 4,<br>56番10, 91番 4,<br>字中町57番 3 | メートル<br>4.50 | メートル<br>92.20 |

| 指定番号             | 指定年月日        | 申 請 者                          |                      | 道 路 の 位 置                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏 名                            | 住 所                  |                           | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 376 号 | 平成12年10月 6 日 | (株)ミツワ産<br>業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789 - 3 | 鹿島郡大洋村大字汲上<br>字南原山2473番 6 | メートル<br>6.20 | メートル<br>58.00 |

| 指定番号            | 指定年月日       | 申 請 者 |                          | 道 路 の 位 置                                    | 道路の幅員及び延長    |               |
|-----------------|-------------|-------|--------------------------|----------------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |             | 氏 名   | 住 所                      |                                              | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第1129号 | 平成12年10月10日 | 田中 典子 | 西茨城郡友部町<br>美原二丁目 8 番 6 号 | 西茨城郡友部町美原<br>二丁目1470番1958,<br>同番1960, 同番1963 | メートル<br>6.20 | メートル<br>43.46 |

## 正 誤

平成12年10月19日付け茨城県報号外第121号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤     | 正    |
|-----|----|-------|------|
| 1   | 12 | 医療整備課 | 中央病院 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)